



令和6年第3回町議会定例会

【会期:9月6日~13日】

本会議の審議の結果は次のとおりです。

議案等表決結果一覧表

◆全会一致で認定及び可決等した議案

議案番号	件名	議決の結果
認定第1号	令和5年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第2号	令和5年度愛南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第3号	令和5年度愛南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第4号	令和5年度愛南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第5号	令和5年度愛南町小規模下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第6号	令和5年度愛南町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第8号	令和5年度愛南町旅客船特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第9号	令和5年度愛南町上水道事業会計決算の認定について	原案認定
認定第10号	令和5年度愛南町病院事業会計決算の認定について	原案認定
第58号議案	財産の取得について	原案可決
第59号議案	愛南町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
第60号議案	令和6年度愛南町一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
第61号議案	令和6年度愛南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
第62号議案	令和6年度愛南町温泉事業等特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
第63号議案	R6魚神山漁港海岸保全施設整備連携工事請負契約について	原案可決
第66号議案	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	原案可決
諮問第1号 ~第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
発議第5号	防災・減災・国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書	原案可決

※諮問第1号から2号により、人権擁護委員候補者に井村光男氏、松井正彦氏を推薦することについて適任と決定しました。

※選挙第1号により、愛南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を指名推薦にて行い、次の方が当選しました。

【選挙管理委員】湯浅裕記氏(城辺甲)、藤村雄二氏(御莊菊川)、高木貴子氏(須ノ川)、古川由理氏(久家)

【選挙管理委員補充員】1.岡本健氏(正木) 2.山口俊文氏(御莊平城) 3.田原喜利恵氏(広見) 4.橋岡政文氏(船越)
(補充順位)

◆表決結果が分かれた議案

○:賛成 ※佐々木議長は本会議の表決には加わらない。

議案番号	件名	尾崎 恵一	嘉喜 山茂	池田 栄次	吉田 茂生	少林 法子	石川 秀夫	金繁 典子	鷹野 正志	原田 達也	佐々木 史仁	中野 光博	山下 正敏	那須 芳人	吉村 直城	議決の結果
認定第7号	令和5年度愛南町温泉事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○		○	○	-	○	○	○	○	原案認定
第64号議案	損害賠償請求事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて	○		○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	原案可決




議会からのお知らせ

議会情報をお伝えします。

議案番号	件名	尾崎 恵一	嘉喜山 茂	池田 栄次	吉田 茂生	少林 法子	石川 秀夫	金繁 典子	鷹野 正志	原田 達也	佐々木 史仁	中野 光博	山下 正敏	那須 芳人	吉村 直城	議決の結果
第65号議案	令和6年10月1日から同月30日までの間における町長の給与の減額に関する条例の制定について	○		○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	原案可決
第67号議案	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	○	○	○	○	○	○		○	○	-	○	○	○	○	原案可決
発議第4号	愛南町議会解散に関する決議について	○	○	○	○				○	○			○	○		否決 (5分の4未満のため)

※佐々木議長は本会議の表決には加わらないが、発議第4号のみ特別多数議決のため表決に加わる。
(発議第4号の場合、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意があれば可決)

一般質問 3名の議員が一般質問を行いました。

議員氏名	質問事項
 金繁 <small>のりこ</small> 典子	①学校区が飛び地等に指定され、自宅から近い学校ではなく遠い学校(校区)へ通うことを原則、余儀なくされる状況が生じており、校区外通学(現在65名、うち小学生42名)では、校区内なら利用できるスクールバス及びタクシー通学を利用できず、通学支援が全くない現状にあるが、児童目線で改善できないのか?を問う ②町民の財産である公共施設の利活用について、町民の利益にかんがみ公平公正な活用を～御荘和口地区の「旧御荘給食センター」(普通財産)の貸与、及び、現に町民の利用に供している内海地域の「DE・あ・い・21」の3階図書室(行政財産)の無償貸与について問う ③公用車台数が増え続け、年に1日も使わないことに相当する公用車が多くあることについて、今年3月にその原因と対策について質問したが、その後は?～削減計画の内容、効果予測、今後の管理、透明性の確保などを問う
 池田 <small>えいじ</small> 栄次	①「マイナ保険証」の普及と利用促進について ②高齢者の聴覚補助器等の積極的な活用への支援について ③認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケアについて ④学校における医療的ケアに関するガイドラインの策定について
 少林 <small>のりこ</small> 法子	①2050年カーボンニュートラルの実現に向けての取組について～町民の意識及び行動変容を中心に～ ②文化財を災害から守る取組について

詳しくは、町ホームページに公開予定の会議録によりご確認ください。なお、議会のインターネット中継は町ホームページから専用サイト(愛媛CATV)にアクセスすることでご覧いただけますのでぜひご利用ください。



総務文教常任委員会所管事務調査報告

[DXの促進について調査研究]

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術(AI、ICT、RPAなど)を利用して業務改善と町民の利便性の向上の両方を同時に実現させるものであり、当委員会では本町におけるDXの促進が現場の課題解決や住民サービスの向上に資すると捉え、調査研究を行いました。

具体的には、本町の担当課である総務課から資料提供を受け、現状及び課題を聞き取りし、またDXの取組において先進地である高知県黒潮町(黒潮町役場)で視察を行いました。その調査結果を令和6年第3回議会定例会において石川^{ひてお}秀夫委員長が報告しました。

[調査結果(概要)]

視察を行った黒潮町では、デジタル化は「デジタル技術を活用して、組織・業務の効率化・省力化を行うこと」であり、「業務本位」の「改善」と定義し、DXは「デジタル技術を活用して、新たな価値を見出したり、仕組みを変えたりしてこれまでにない住民サービスを提供すること」であり、「住民本位・住民起点」の「改善」と定義しており、デジタル化とDXでは前提が違うということを明確にして、職員の理解を深めながら組織体制も分割して取組を進めています。

特に、各部署の若手職員をDX担当とし、月に1回職員教育を行い、現場の課題を汲み上げ、ボトムアップで身近な業務改善と意識改革につなげる取組は参考となるものでありました。

本町においても、システムありきでなく、本町独自のDX推進会議の設置や推進体制の整備を進め、現場の課題解決や住民サービスの向上を目指す必要があるため、当委員会での意見を集約し、次の2点を提案します。

- (1) デジタル化情報管理部門とDX推進部門の定義を明確にし、部門を分割してDXを推進できる体制整備をすること。
- (2) DX推進部門が推進計画を策定し、定期的な推進会議の開催、各部門の課題を共有し、DXを活用して住民目線の業務改革に取り組むこと。



【高知県黒潮町での視察の様子】

産業厚生常任委員会所管事務調査報告

[愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について]

我が国における再生可能エネルギーの導入は、平成24年7月に施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法によって大きく拡大し、令和4年度の発電電力に占める再生可能エネルギーの割合は約22パーセントにまで増加しました。

しかし他方で、多数の事業者等が新規参入したことに伴い、安易な制度設計も相まって、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっており、全国各地でトラブルも発生しています。

本町においても、FIT(固定価格買取制度)開始当初からトラブルが発生しており、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例(以下「再エネ条例」という。)を施行し、事業者に対し地域との適切なコミュニケーションを図ることを求めるなど問題の解消に努めてきていますが、根本的な解決には至っていません。

そこで、当委員会では再エネ条例の在り方について検討するため、本町の担当課である環境衛生課から資料提供を受け、現状及び課題を聞き取りしました。その調査結果を令和6年第3回議会定例会において吉田^{しげお}茂生委員長が報告しました。

[調査結果(概要)]

当委員会では、国の方針を待って報告を行うこととし動向を注視してきました。

このような中、持続可能な形で地域との共生を図り、再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ発電設備」という。)の導入を促進することを目的として、令和6年4月、改正再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が施行されました。

議会からのお知らせ

議会情報をお伝えします。

主な改正点は、FIT/FIP認定手続の厳格化、住民説明会等の要件化、違反時の厳格化等であり、再エネ条例などこれまで懸念されていた制度の不備を網羅する内容となっており、現行条例等の制度の再検討が必要と考えます。

そこで、当委員会での意見を集約し、次の事項を条例等で定めることを提案します。

- (1) 規制の対象とする再エネ発電設備の規模を定めること。
- (2) 規制の対象とする再エネ発電設備の設置エリアを定めること。
- (3) 地域経済の活性化や防災などの社会課題の解決への貢献等、持続可能で地域との共生を図るための施策を定め、推進すること。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告

[農業振興について]

日本の農業は、担い手不足や農家の高齢化などで厳しい状況に置かれており、昨年度町内で開催した議会報告会で担い手農業者とDX農業の推進・後継者不足・物価高騰・耕作放棄地対策などについて意見交換を行ったところ、現下の諸問題について行政の対応を求める意見も多く寄せられました。

日本の農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の改正法において、地方公共団体は、その地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされており、本町においても今後、農業が抱える諸問題に国等と一体となった、改正法の目指す方向性に即した施策の推進に取り組む必要があるため、調査研究を行いました。

具体的には、本町の担当課である農林課から資料提供を受け、現状及び課題を聞き取りしたほか、JA担当者とともに町内4つの農業者（事業者）の視察及び松山市下難波地区における樹園地再編整備事業等の視察を行いました。その調査結果を令和6年第3回議会定例会において吉田茂生委員^{しげお}長が報告しました。



【町内農業者を視察した様子】

[調査結果(概要)]

日本の農業が抱えている諸問題を解決し、生産力を向上させ、日本の農業の未来を守るためには、スマート農業の推進、農地や経営の大規模化、農作物のブランド化などの対策が有効と言われています。

当委員会では、本町における持続可能な農業の実現に向けて、農家だけでなく国や県、消費者も巻き込み、農業が抱える問題に取り組むことが問題の解決の一助になるものと考え検討を行ってきました。具体的には、課題を洗い出した上で、国や県の動向、他の事例等を調査し、農業の在り方について協議した結果、次の5点を提案します。

- (1) 農業経営の効率化を図るため、農業者が農地の集約や最新技術を活用するスマート農業等の導入を支援する施策を推進すること。
- (2) 持続可能な農業を実現するため、新規就農者や労働力の確保を支援する施策を推進すること。
- (3) 農業分野での新たな価値を生み出すため、6次産業化やブランディングなど農業者への情報提供や起業を目指す取組を支援する施策を推進すること。
- (4) 農業の持続的な発展のため、地域農業の中心となる農業者が経営体質の強化を図る取組を支援する施策を推進すること。
- (5) 愛媛県やJA等と緊密に連携し、愛南町に合った作物の生産やより競争力の強い産地化など、愛南町独自の農業経営戦略を推進すること。

各委員会の所管事務調査報告書(全文)は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。



愛南町
ホーム
ページ